

9 保険証

事例 01：保険証の確認

時間外に子供を病院に受診させたが、看護師が「事務員が既に帰っていて料金が不明なため、保険証を預かる。また、病院の規則に基づき“内金”として5千円を預かりたい」とのこと。

了解も無しに保険証を勝手にコピーされた上に、預かり証も請求してからやっともらったような始末。

保険証は病院の従業員に悪用される危険だってある。料金を精算するまで保険証を病院が預かるというのは決まっているのかお尋ねしたい。また、そもそも、こういうことが許されるのか。

キーワード：保険証、時間外、預かり金、医療費、小児患者

【医療安全相談センターでの対応】

保険証の預かりは、病院側が料金の不払い防止のために行うものであり、法律等で定められたものではない(1)が、当センターから病院に対し、その他の方法を検討してもらうよう要請する旨を伝えた。

【コメント】

センターの対応に対して

- (1) 保険証の提示並びに確認は、診療報酬の請求を行うために、受給資格があることと保険者を確認するための行為である。よって、センターの対応としてはこれを所管する機関(九州厚生局長崎事務所)の案内だけでも十分であるが、上記対応でも問題はない。

医療機関の対応に対して

関係法や通知を良く理解し、取り扱いを改善する必要がある。